

利用申請開始！

はじめよう、電子処方箋

～準備作業から利用方法を解説！～

【医療機関・薬局の皆さまへ】

令和4年10月17日

厚生労働省 医薬・生活衛生局

本日は、電子処方箋の導入に向けた準備作業等に加え、第1回説明会で頂いたご質問についても解説します

- 厚生労働省主催の第1回説明会「そうだったのか、電子処方箋」を7月末に開催し、電子処方箋の事業背景・目的、仕組みやメリットの概要等について説明しました。
- 令和4年は計3回の説明会を予定しており、第2回にあたる本日は、10月から利用申請が開始したことも踏まえ、電子処方箋導入に向けた準備作業等を中心に説明します。
- また、前回の説明会で頂いた質問の中で、多数寄せられたご質問について解説するコンテンツとなっています。



第1回説明会では、多くの医療機関・薬局の皆さまにご参加いただきました

- 第1回説明会当日は、合計27,000人以上（アーカイブ配信では計95,000回再生以上）にご視聴いただきました。
- なお、説明会では、電子処方箋導入後の業務内容に関する質問が多く寄せられ、本日は当該内容についても動画等を用いて解説します。

当日の視聴回数等

総視聴回数 (令和4年10月14日時点)	95,000回	・アーカイブ配信の再生回数
当日視聴回数	27,976回	・ライブ配信当日における動画の視聴回数

【第1回医療機関等向けオンライン説明会】

「そうだったのか、電子処方箋」

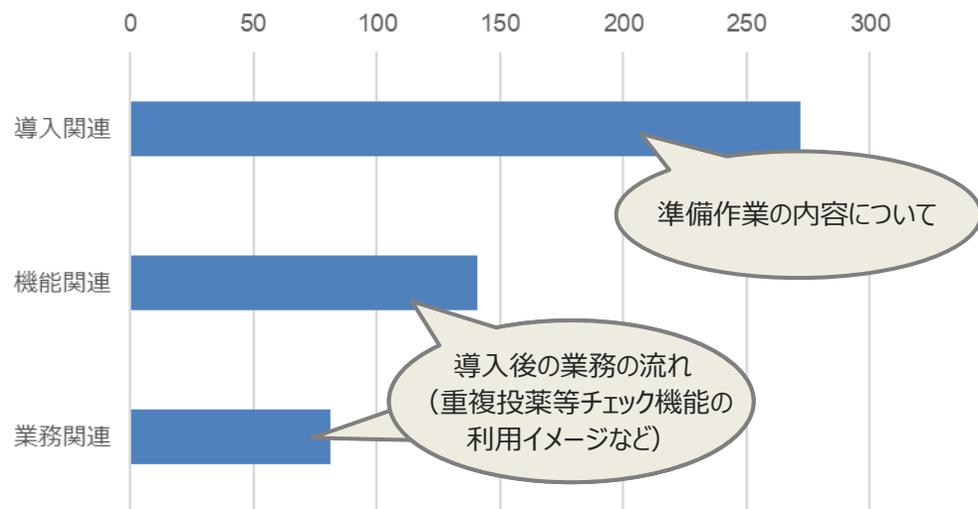
日程：令和4年7月25日（月）

時間：19時～20時（ご説明＋質疑応答）

URL：<https://youtu.be/Lw5ydX30NEw>



主な質問の傾向



説明会当日に頂いたご質問の中で、よくあるご質問については医療機関等向けポータルサイトでFAQとして公開しています。
本日頂いた質問も順次公開していきますので、不明点等ありましたら是非ご質問ください。
<https://www.iryohokenjyoho-portal.jp/faq.html>

01

電子処方箋導入後の業務ってどうなるの？

電子処方箋導入後の業務はこうなります

- 電子処方箋導入後、患者が医療機関に来院し、薬局でお薬を受け取るまでの一連の流れを動画等でもご確認いただけます。

利用方法説明動画

医療機関向け説明動画



URL:
<https://www.youtube.com/watch?v=alvAozT0mL8>

薬局向け説明動画



URL:
<https://www.youtube.com/watch?v=fOeu4D-Mul4>

運用マニュアル・クイックガイド



運用マニュアル クイックガイド
URL: <https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-11.html>

「運用マニュアル」では、障害時対応やイレギュラーケースを含めた業務内容も説明しています。「クイックガイド」では概要をまとめていますので、併せてご確認ください。

FAQ



URL:
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-14.html>



医療機関

受付での本人確認



医療機関の顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置き、受付を行います。
※健康保険証の場合は、従来どおり受付を行ってください。

過去のお薬情報の提供同意

過去の情報を
利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する

総合受付

過去のお薬情報の提供に「同意する」か「同意しない」かを選択します。

処方箋の形態を選択

処方箋の種類を選択

薬局に提出する処方箋の種類
はどちらですか。

紙の処方箋

電子処方箋

総合受付

「電子処方箋」にするか、従来の「紙の処方箋」にするかを選択します。

※健康保険証の場合は、受付や診察時に処方箋の発行形態（電子か紙）を申告してください。

診察



医師の診察を受けます。

処方内容（控え）の受取

The image shows a hand holding a printed medical prescription slip (copy) with a QR code and handwritten text. The slip is titled "処方内容 (控え)" (Prescription Content (Copy)) and includes a QR code, a handwritten exchange number "引換番号: 123456", and a date "発行年月日 2023年 1月31日". The slip also contains a table of medication details and a QR code.

薬名	剤形	用量	用法
アセトフェン	錠剤	1錠	1日3回
イブuprofen	錠剤	1錠	1日2回
ロキソニン	錠剤	1錠	1日2回
ロキソニン	錠剤	1錠	1日2回
ロキソニン	錠剤	1錠	1日2回

発行年月日 2023年 1月31日
引換番号: 123456
処方内容 (控え)

電子処方箋を選択した場合、引換番号が記載された処方内容（控え）を受け取ります。
※紙の処方箋を選択した場合は、これまでどおりの処方箋を受け取ります。

01.電子処方箋導入後の業務ってどうなるの？



薬局

受付での本人確認



医療機関の顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置き、受付を行います。
※健康保険証の場合は、従来どおり受付を行ってください。

過去のお薬情報の提供同意

過去の情報を 利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する

過去のお薬情報の提供に「同意する」か「同意しない」かを選択します。

処方箋の選択

処方箋の種類を選択

薬局に提出する処方箋の種類
はどちらですか。

紙の処方箋

電子処方箋

薬局に提出する処方箋の種類（「電子処方箋」か「紙の処方箋」）を選択します。

紙の処方箋の提出



「紙の処方箋」の場合、従来どおり処方箋を提出します。

電子処方箋の選択

提出方法の確認

複数枚の電子処方箋があります。(全5枚)
全ての電子処方箋を薬局に出してよろしいですか。

いいえ (個別選択)

はい

「電子処方箋」の場合、提出する処方箋を一括または個別に選択します。

※健康保険証の場合は、処方内容（控え）に記載のある引換番号を提示してください。

お薬の受取



薬剤師からお薬の説明などを受け、お薬を受け取ります。

電子処方箋の導入により、日々の業務の中で有用なメリットが多く得られます

- 電子処方箋を導入し、他医療機関・薬局をまたいだ過去のお薬の情報（直近から過去3年分）や、重複投薬等チェックの結果を確認できるようになります。
- 前回の説明会において、「院外処方箋の発行数が少ない歯科医師にとってメリットが少ないのでは」とのご質問も頂いていましたが、過去のお薬の情報に基づく正確な診察ができるなど、メリットがあります。

生活習慣病等の患者背景が把握しやすくなり、より良い診察、処方ができるな…



医師

最終的に調剤されたお薬を確認しやすくなることで、服用薬の漸減や中止等、今後の処方設計がしやすくなるな…

処方箋の原本が電子化されることで、処方箋の入力作業や保管作業が軽減されて楽になるな…



薬剤師

生活習慣病等の患者背景が把握しやすくなり、より良い服薬指導、適切な受診勧奨ができるな…

診療科をまたいで、過去の処方・調剤情報が分かるので、適切な受診勧奨がしやすくなるな…



歯科医師

抜歯を行う際、骨粗しょう症治療薬の服用歴が確認でき、休薬の判断がしやすくなるな…

痛み止めを処方する際、他院での処方・調剤情報や重複投薬等チェック結果を参考に、既に1日の最大用量に達していないか確認しやすくなるな…

外科的治療を行う際、出血傾向になりやすい薬剤等の服用歴を確認しやすくなるな…

受付方法や発行形態を問わず、電子処方箋の機能をご利用できます！

- 患者の受付方法（マイナンバーカード・健康保険証）、患者が選択する処方箋の発行形態（電子・紙の処方箋）に関わらず、重複投薬等チェックなどの各機能が利用できます。
- マイナンバーカードで受付を行う患者が、自身のお薬の情報を提供することに同意した場合、医師等は過去のお薬の情報を参照し、診察、処方・調剤の判断に役立てることができます。
- 患者が電子処方箋、または紙の処方箋のどちらを選択したかによって、医師等の処方箋への署名方法や患者に渡す用紙などが異なります。

受付方法ごとの業務内容

受付方法		医師・歯科医師、薬剤師の業務
マイナンバーカード	同意あり	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 任意のタイミングで過去のお薬情報を参照可。 ✓ 重複投薬等チェックを行い、過去のお薬が重複・併用禁忌に該当するかまで確認可。
	同意なし	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去のお薬の情報は参照不可。 ✓ 同意がなくても重複投薬等チェックを行うが、過去のお薬が重複・併用禁忌に該当するかまで確認不可。
健康保険証		

電子処方箋のメリットを最大限得られるよう、患者にマイナンバーカードの持参をお勧めください！

処方箋発行形態ごとの業務内容

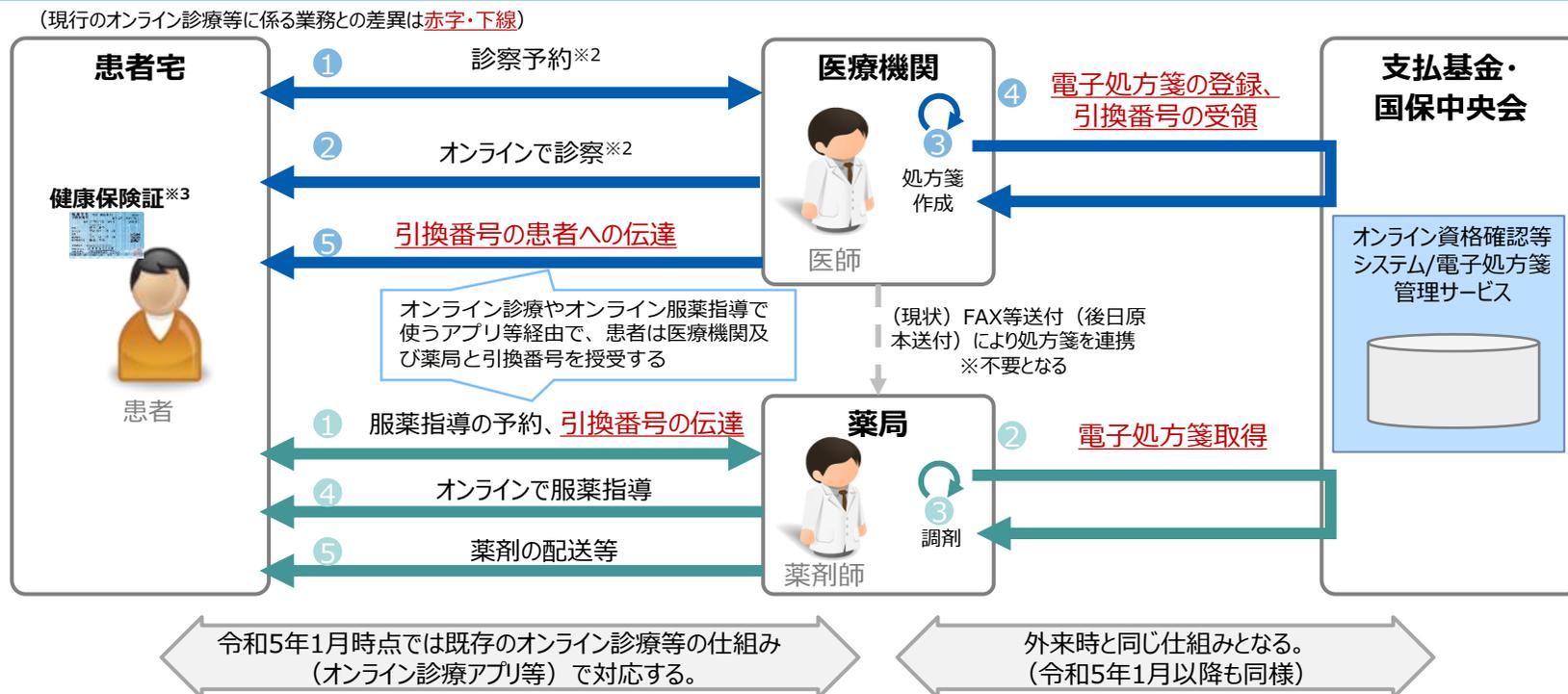
発行形態	医師・歯科医師、薬剤師の業務
電子処方箋	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 処方・調剤内容を含む電子ファイル（※）に電子署名を行う。 ✓ 医師・歯科医師は患者に処方内容（控え）を渡す。 （マイナポータルでも処方内容等を閲覧できるため、マイナポータルが普及するまでの暫定措置。）
紙の処方箋	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 処方・調剤内容を含む電子ファイル（※）には電子署名を行わず、従来どおり紙の処方箋に署名を行う。 ✓ 医師・歯科医師は患者に従来どおり、紙の処方箋を渡す。

※ 電子カルテシステムやレセプトコンピュータ等で自動生成される。

オンライン診療でも、電子処方箋のメリットが得られます！

- オンライン診療では、従来は医療機関から患者に紙の処方箋を渡しているケースなどもありましたが、電子処方箋の場合、引換番号等をオンライン診療アプリ等経由で伝達することで対応できます。
- なお、オンライン服薬指導との組合せを希望する患者の場合、アプリなどを経由して薬局に引換番号を伝達することで、薬局が処方箋の原本を受け取れるようになり、調剤までの一連の流れをオンラインで対応できるようになります。

オンライン診療における電子処方箋の利用イメージ※1



※1 受診から薬剤の受取まで一元化のオンライン対応とした場合のフロー (例) を整理 (薬局に来局することも可能。)。上記に示すフローは一例であり、実運用に沿って運用方法を決定していただけます。
 ※2 医療機関の運用に応じて予約時、または診察時に処方箋発行形態を確認します。
 ※3 電子処方箋はオンライン資格確認の基盤を活用しますが、令和5年1月時点ではオンライン診療時にマイナンバーカードを用いてオンライン資格確認を行う仕組みは検討中のため、健康保険証による受付のみとなります。

訪問診療でも、電子処方箋のメリットが得られます！

- 訪問診療では、患者の特性等を踏まえ、例えば診療開始前の契約時に処方箋発行形態等を患者に確認し、以降は当内容に基づき、医療機関・薬局間で処方箋をやり取りしていただくことも可能です。
- 紙の処方箋のやり取りは必要なく、引換番号等をデータ上でやり取りすることで薬局が調剤できるようになり、患者宅に薬を届けることが可能となります。

訪問診療における電子処方箋の利用イメージ※1

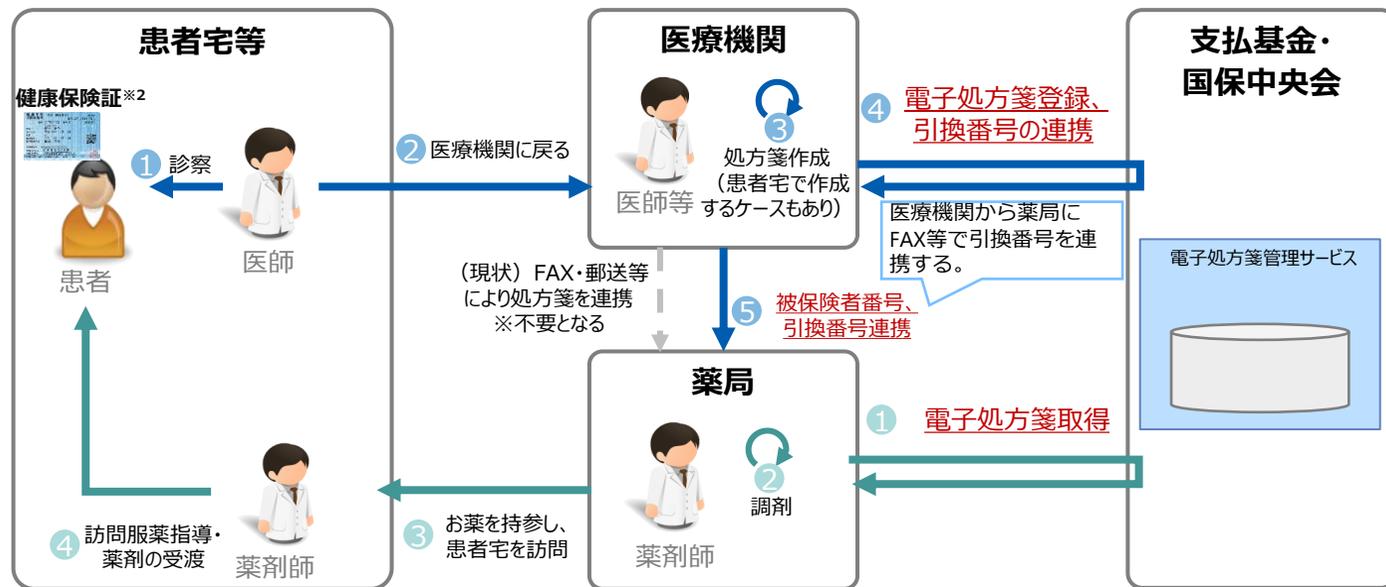
(現行の在宅医療に係る業務との差異は赤字・下線)

契約時

患者に対し、都度の確認が難しい場合を想定し、契約書や同意書の取り交わしなどのタイミングで、以下を実施する。

- 処方箋発行形態の確認
(以降は当発行形態に沿って処方箋を発行)
- 医療機関から薬局に被保険者番号等と引換番号を連携することに
対する同意取得 (右の⑤部分)

診察～調剤・服薬指導まで



※1 上記に示すフローは一例であり、実運用に沿って運用方法を決定していただけます。

※2 電子処方箋はオンライン資格確認の基盤を活用しますが、令和5年1月時点では訪問診療時にマイナンバーカードを用いてオンライン資格確認を行う仕組みは検討中のため、健康保険証による受付のみとなります。

02

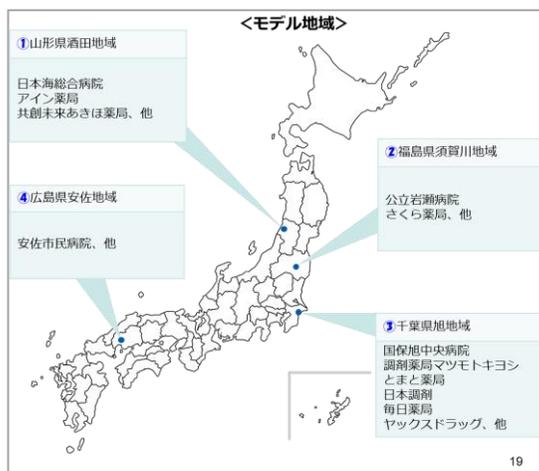
電子処方箋スタートまでもうすぐです！

皆さまに電子処方箋の仕組みを安心・安全にご利用いただけるよう、準備を進めています

- 令和5年1月の電子処方箋事業のスタートまで、残すところあと3か月を切りました。皆さまに電子処方箋の仕組みを安心・安全にご利用いただけるよう、準備を進めています。
- 令和4年10月31日から、現場の運用やシステム面の検証等を行い、運用プロセスや問合せ対応等を確立するため、「モデル事業」として全国4地域で先行的に運用を開始します。

令和4年10月31日から、「モデル事業」を開始します！

重複投薬等チェックをはじめとした運用面の検証を行い、電子処方箋を活用した**先進的な取組や事例、課題等を収集の上、医療機関・薬局の皆さまに展開**していきます。



「電子処方箋モデル事業フォーラム」が開催されました

モデル事業に先立ち、電子処方箋の運用開始に向けた理解向上・普及促進を図るため、厚生労働省主催の「電子処方箋モデル事業フォーラム」が開催されました。

フォーラムの概要

基調講演＋パネルディスカッション、住民向け説明会を実施。YouTubeでアーカイブ動画も公開中。

加藤厚生労働大臣からの挨拶

加藤厚生労働大臣からも、電子処方箋の取組の重要性等について挨拶がありました。



URL:

<https://www.youtube.com/watch?v=GbtyZKnlLuM>

電子処方箋モデル事業フォーラムの講演でも電子処方箋のメリット等について語られました

- 前述の「電子処方箋モデル事業フォーラム」では、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会の各理事やモデル事業参加施設の病院長などにご登壇いただき、電子処方箋のメリット等についてのご発言がありました。

電子処方箋モデル事業フォーラム講演での議題

- ✓ モデル事業概要と医療DXの取組について
(厚生労働省 伊藤企画官)
- ✓ 電子処方箋から始まる医療DX
(日本医師会 長島常任理事)
- ✓ 医療DXにおける歯科医療の現状と将来
(日本歯科医師会 宇佐美常務理事)
- ✓ 電子処方箋と薬局薬剤師DX
(日本薬剤師会 原口常務理事)
- ✓ 庄内地域における医療DXの取組
(日本海総合病院 島貴病院長)



電子処方箋のメリット等に関する主なご発言

“電子処方箋の最も大きな価値は、ほぼリアルタイムでお薬の情報が電子化され、医療機関・薬局等の間で共有されること。さらに、情報を参照できるだけでなく、重複投薬や併用禁忌の確認ができることにある。
これは紙ではなく、ITの力なしでは実現できない。”

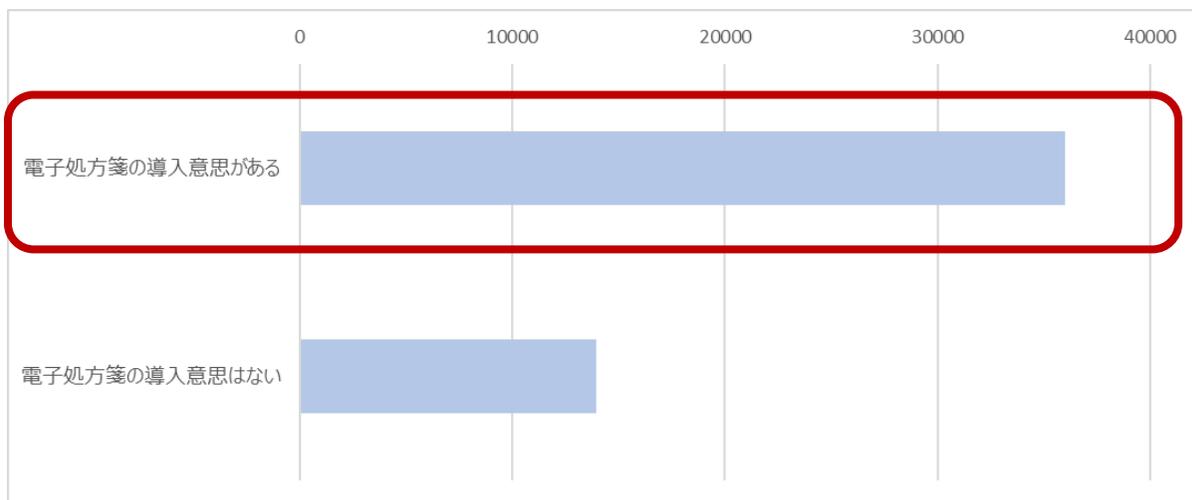
“例えば抜歯を行う手術の際に、患者が骨粗しょう症の薬を飲んでいるかどうか把握したいときがある。これを電子処方箋の導入により、リアルタイムで把握できるようになる。
これらの電子処方箋のメリットを生かし、より安全な歯科医療を提供したい。”

“直近のお薬に関するデータを獲得できることは、電子処方箋の非常に大きなメリットである。
オンライン資格確認と電子処方箋の導入、薬局の皆様には是非積極的に取り組んでいただきたい。”

オンライン資格確認の運用を開始している施設は、次のステップとして電子処方箋の導入を目指しています

- 電子処方箋の基盤となるオンライン資格確認についても、オンライン資格確認の導入義務化の動きを受け、今後導入がさらに加速することが想定されます。
- オンライン資格確認運用開始済み施設の多くは、電子処方箋の導入意思があることもアンケート結果※から得られています。

オンライン資格確認の運用開始済み施設における電子処方箋の導入意向について



オンライン資格確認の運用を開始している施設のうち、
7割を超える施設で
電子処方箋の導入意思があります

※厚生労働省独自調査の結果、回答のあった49,975施設が対象。

メディアでも電子処方箋が取り上げられるようになり、期待が高まっています！

- 大手新聞の記事やモデル事業地域のWebニュースなど、患者の目に触れるメディアでも徐々に電子処方箋が取り上げられるようになり、令和5年1月から電子処方箋を利用できることへの社会的な関心も強くなってきています。

電子処方箋、1月スタート

令和4年9月18日 日本経済新聞

主要

「電子処方箋」福島県須賀川市などで10月導入 厚労省モデル事業 患者の負担軽減期待

2022/09/08 09:21



令和4年9月8日 福島民報

山形 NEWS WEB

処方箋の電子化 来月から酒田地域でモデル事業実施へ

令和4年9月22日 NHK山形放送局

処方箋の「電子化」モデル事業開始へ メリットは？ 山形・酒田市

令和4年10月3日 さくらんぼテレビ
(フジテレビ系列テレビ局)

今月末から電子処方箋のモデル事業スタート 公立岩瀬病院で事業フォーラム&説明会

令和4年10月3日あぶくま時報

「電子処方箋」導入を医療DX化の契機に 厚労省、酒田でフォーラム

令和4年10月3日 山形新聞

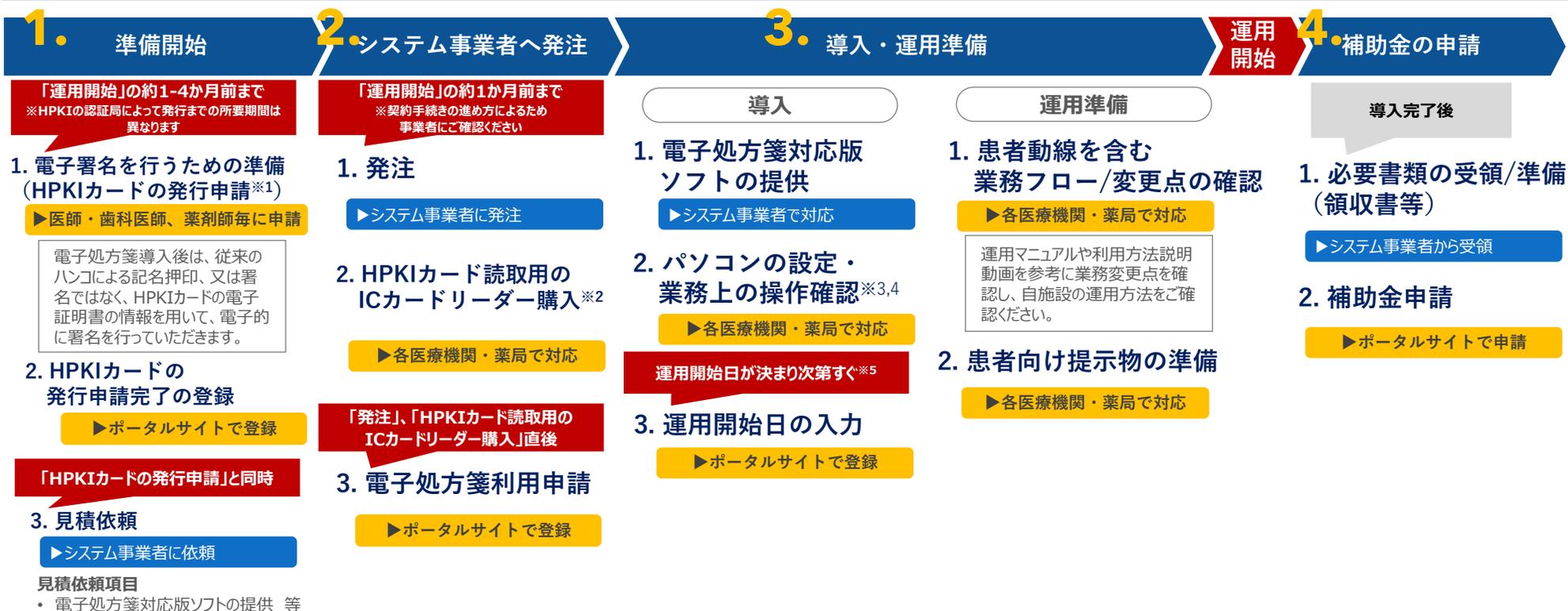
※本ページに掲載している記事は一部であり、その他多くのメディアでも電子処方箋が紹介されています。

03

早速、準備を開始してください！

早速、電子処方箋の導入に向けた4ステップの作業に取り掛かってください！

- 電子処方箋の導入に向けた準備作業として、まずは電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請等）、システム事業者への見積依頼および発注に取り掛かってください。
- 令和5年度中に導入した場合に限り、高い補助率が適用されるため、お早めに準備をお願いします。



※1 電子署名の方法は、HPKIカードに限られませんが、現時点でご利用いただける電子署名方式としては本方式のみです。

HPKIカードの発行方法は、医師・歯科医師、薬剤師によってHPKIカード発行の申請先が異なります。

※2 現在ご利用いただいているシステムとの互換性を担保するため、システム事業者にご相談の上、現在ご利用いただいているシステムで正常に動作する適切なICカードリーダーを選択してください。

※3 施設毎に作業内容が異なりますが、用法マスタの確認等の作業があります。

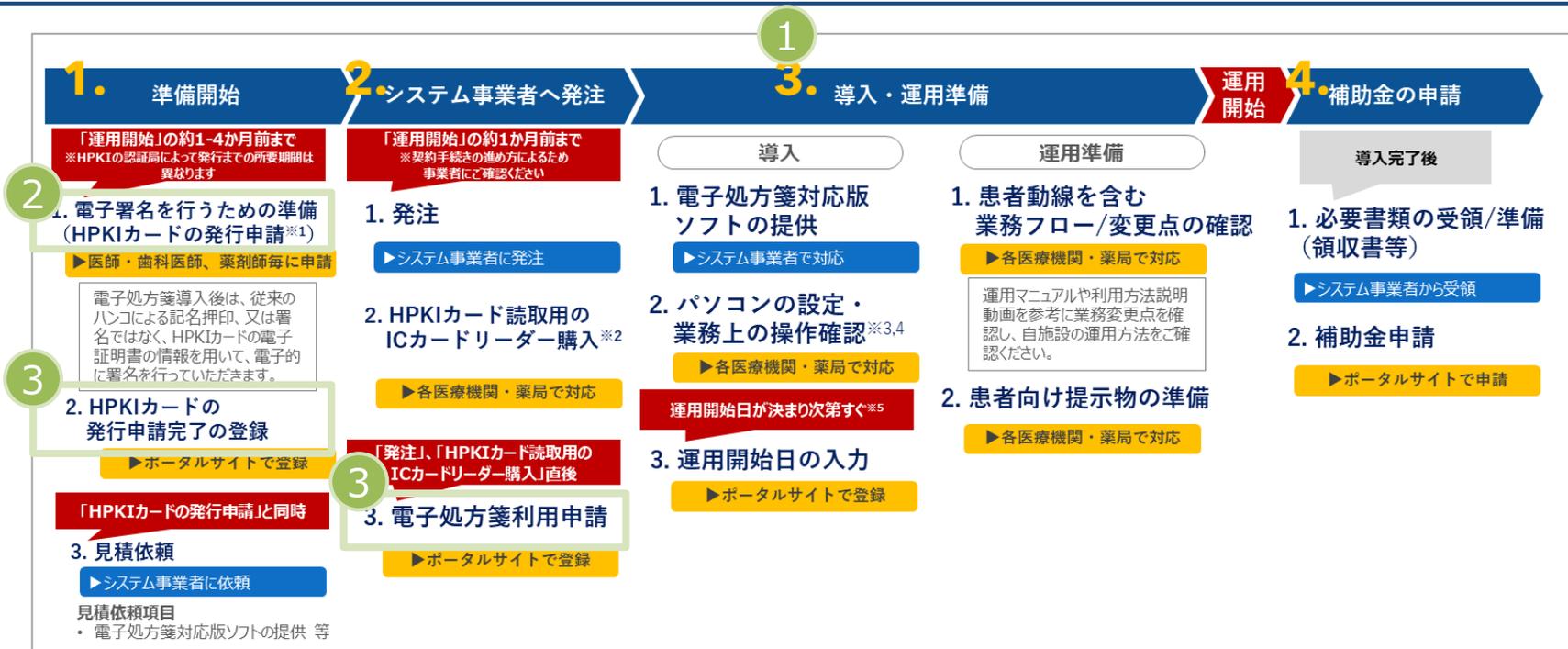
※4 パソコンとは、オンライン資格確認等の機器（資格確認端末等）、ご利用のシステム（電子カルテシステム、レセプトコンピュータ等）が該当します。

※5 本運用開始日をもって電子処方箋に対応する施設とし、後日、厚労省HP等で公表させていただきますので、運用開始日が決まり次第、必ずご入力をお願いします。

上記は、一般的な診療所・薬局を想定した準備作業のステップとなります。病院やチェーン展開の薬局については、施設規模等によって準備作業のステップが異なる場合がありますので、システム事業者へご確認ください。

準備作業を開始するに当たってのポイントや留意事項について

- 電子処方箋の導入に向けた準備作業の計画策定を行い、早速、作業を開始するに当たってのポイントや留意事項等を示します。



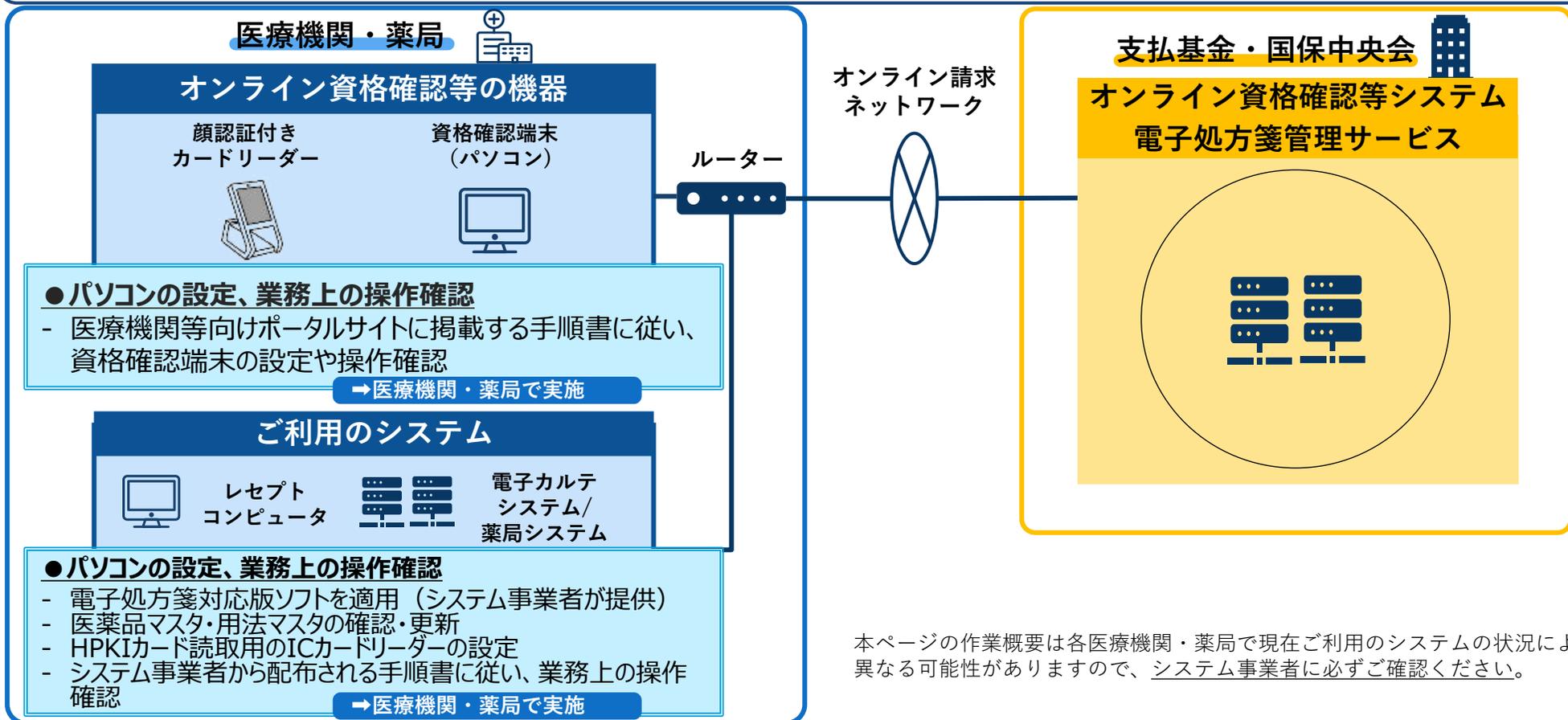
オンライン資格確認と電子処方箋の同時導入も可能です。
ただし、令和5年4月から、原則としてオンライン資格確認の導入を義務付ける方針が決定されたことを受け、**令和4年度中にオンライン資格確認を導入することを最優先**としてください。

日本薬剤師会認証局では、HPKIカードの発行を一時的に停止していましたが、**令和4年9月26日から再開**しています。
認証局を問わず、申請受付数の増加に伴い、発行までに時間を要する可能性があるため、お早めに申請をお願いします。

導入状況を医療機関等向けポータルサイトにご登録していただくことで、状況に合った情報を受けられるようになります。
そのため、**「HPKIカードの発行申請完了の登録」→「電子処方箋利用申請」の順でご登録**をお願いします。

ご利用のパソコンを電子処方箋の運用に対応させる必要があります

- 電子処方箋への対応に当たっては、「01.電子処方箋導入後の業務ってどうなるの？」で説明した業務を行うため、現行業務からの変更点の確認や医療機関・薬局内での周知等をお願いします。
- システムの準備としては、オンライン資格確認等のパソコンとご利用の電子カルテシステムや薬局システム等のパソコンを電子処方箋の運用に対応させるため、電子処方箋対応版ソフトの適用等を実施してください。



本ページの作業概要は各医療機関・薬局で現在ご利用のシステムの状況により異なる可能性がありますので、システム事業者に必ずご確認ください。

システム事業者による現地作業が必要か、システム事業者へご相談ください

- 電子処方箋の導入にあたっては、オンライン資格確認の導入時と比較し、システム事業者による現地訪問が必須の作業はありませんが、各医療機関・薬局の事情により、必要な作業内容は異なるため、システム事業者へご相談をお願いします。

	作業項目	「オンライン資格確認等」導入時	「電子処方箋」導入時
1 オンライン 資格確認等の 機器	パソコンの設定	システム事業者による 現地訪問での対応が必須ではないが、 訪問時に対応	システム事業者と相談した上で、 医療機関・薬局の皆さまがご自身で実 施することも可能
	パソコンの設置 初期セットアップ	システム事業者による 現地訪問での対応が必須	作業不要
2 ご利用 システム (レセプトコン ピュータ、電子カ ルテシステム、薬 局システム)	電子処方箋対応版ソフトの 提供	※システム事業者による 現地訪問での対応が必須ではないが、 訪問時に対応	システム事業者が提供
	ソフトをアップデート 業務上の操作確認		システム事業者と相談した上で、 医療機関・薬局の皆さまがご自身で実 施することも可能
3 ネットワーク	ネットワーク敷設	システム事業者による 現地訪問での対応が必須	※基本的な構成の場合、作業不要 ただし、システム構成などによるため、 システム事業者にご確認ください

まず、システム事業者とよく相談した上で、導入作業の実施方針を決定してください。

導入作業の中には、パソコンの設定作業等、皆さまがご自身でご対応いただける部分もあります。

皆さまがご自身でご対応いただける部分があれば、システム事業者の現地作業やコストの低減につながる可能性がありますので、システム事業者とご調整ください。

04

よくあるご質問

質問 患者はマイナンバーカードがないと電子処方箋を利用できないのですか？

回答

- 患者は、マイナンバーカードがなくても電子処方箋の仕組みを利用できます。マイナンバーカード・健康保険証を問わず、電子処方箋の発行や重複投薬等チェックなどが可能です。
- ただし、マイナンバーカードで受付を行う患者が、過去のお薬情報の提供に同意した場合に限り、医師、薬剤師等は患者の過去のお薬の情報を参照し、診察や調剤の判断に役立てることができます。

マイナンバーカードでの受付時、患者が
過去のお薬情報の提供に同意する



任意のタイミングで、
過去のお薬の情報を参照できる



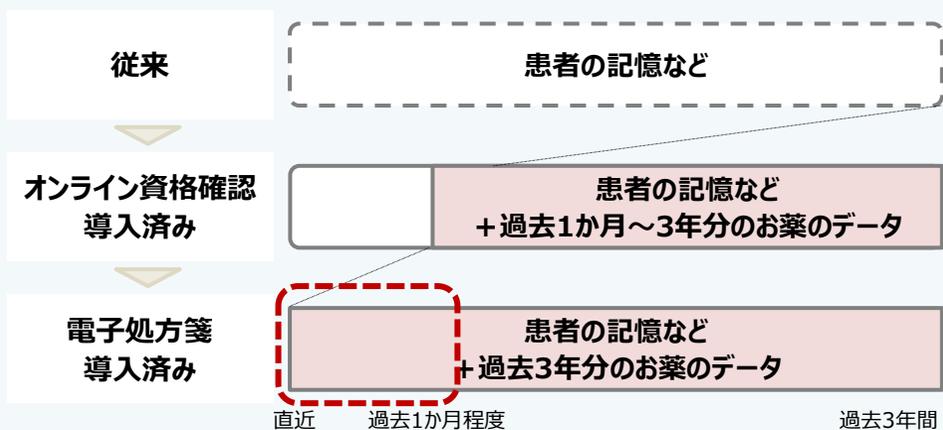
重複投薬等チェックを行い、
過去のどのお薬と重複投薬・併用禁忌に当たるか
を確認できる

質問 オンライン資格確認を導入し、既にお薬の情報を参照していますが、電子処方箋で何が変わるのですか？

回答

- 電子処方箋の導入により、処方・調剤したお薬の情報が電子処方箋管理サービスに即時に反映されることから、患者の“直近の”お薬の情報まで確認できるようになります。
- また、電子処方箋管理サービス側で、これから処方・調剤されるお薬が過去一定期間のお薬と重複投薬/併用禁忌がないかをチェックし、その結果を現在ご利用いただいているシステムで確認することもできます。

参照できるお薬の対象期間が拡大されます！



重複投薬等チェックの結果が新たに確認できるようになります！

電子処方箋管理サービスでは、過去一定期間に処方・調剤されたお薬とこれから処方・調剤するお薬の成分情報を突合した上で、重複投薬や併用禁忌がないかをチェックし、現在ご利用いただいているシステムで結果を確認できます。



凡例

- お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報
- 電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報